

平成28年11月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会（付託）

平成28年12月12日（月）

〔委員会の概要〕

来代委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項、報告事項なし】

吉田保健福祉部長

理事者において、説明及び報告すべき事項はございません。

来代委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

上村委員

2日の達田議員の一般質問でも取り上げましたけれども、まず子供の貧困対策についてお聞きしたいと思います。子供の貧困問題について、徳島県の現状をどのように把握をしているのか、まずお聞きしたいと思います。

日本の子供の6人に1人が貧困状態と言われていいますが、厚生労働省の調査では、1985年に子供の貧困率が10.9パーセントだったのが2012年には16.3パーセントに上がっています。国も子供の貧困問題を重視して取り組んでおりますし、2016年4月のユニセフ国連児童基金が発表した報告書によると、最貧困層の子供が標準的な状況の子供に比べて、どのくらい厳しい状況にあるかということも報告もされています。一人当たりの可処分所得の中央値で貧困を比べていますが、貧困格差が比較的少ないと言われている北欧諸国だと、最貧困層、下から10パーセント目の層ですけれども、子供さんに配分される所得というのは標準的な子供の6割ほどですけれども、日本は4割に満たない状況だと言われています。全国的な調査は国が国民生活基礎調査という形で行っていますが、都道府県別の集計というのは出されていません。徳島県としてはこの子供の貧困問題、ひとり親家庭の状況は調査していますが、実態調査はしていないということですが、子供がいる世帯についてのこの貧困問題について、徳島県の現状をどのように把握しているのか、まずお聞きしたいと思います。

東條子ども・子育て支援室長

子供の貧困問題に対する実態調査でございます。本会議等でも達田議員の御質問にお答

えしたところでございますけれども、本県といたしましては貧困の現状、国民生活基礎調査におきまして、平成24年の子供の貧困率が16.3パーセントという中にございまして、特にひとり親世帯の貧困率が54.6パーセントと、とりわけ厳しい状況になっているところでございます。

県におきましては、こちらを踏まえまして、平成26年8月に1,800世帯のひとり親世帯を対象に実態調査を実施いたしまして、世帯の収入等について把握に努めたところでございます。

これを踏まえまして、法律、また子供の貧困対策に対する国の大綱等を踏まえまして、第2期徳島はぐくみプランや徳島県ひとり親家庭等自立促進計画を策定しているところでございます。こちらに基づきまして、子供の貧困対策につきましてしっかりと対策を進めていきたいと考えておるところでございます。

#### 上村委員

一般質問の時と同じお答えですけれども、山形大学の戸室健作准教授という方が、独自に都道府県別の子供の貧困率を出していきまして、これによると、徳島県は子供の貧困率が1992年は8.8パーセントだったのが、2012年は12.4パーセント。これは貧困率の高い順から言うと全国で22位と、ちょうど真ん中あたり、少し上ぐらいですかね、これも平成26年の国民生活基礎調査の概況から作られているものです。

子供の貧困問題というのは、地域によって状況が異なるということで、国も各自治体で実態調査を行うことを推奨しているわけです。ですから、地域子供の未来応援交付金制度を設けて実態調査をすることを支援しているということで、内閣府の担当者も机上で支援計画を練るのではなくて、実態をつかんだ上で地域を巻き込んだ支援体制をつくってほしいと言っています。

徳島県もひとり親家庭の状況は調査していますけれども、ひとり親家庭は2人以上世帯のいる倍以上の貧困率で、本当に深刻だということで、もちろん国からもほとんど義務付けされた状況でこういった調査も行っているわけですけれども、やっぱり子供さんのいる世帯の貧困状態というのはその前から大分悪化しているわけなので、このひとり親世帯だけでなく、子供さんがいる、二人以上の大人がいる世帯の貧困の状況についてもしっかりと調査をすべきではないかなということでこういった質問をしているわけです。

全国知事会もこの地域子供の未来応援交付金制度の弾力的運用を要望して、10月20日の参議院の内閣委員会で加藤特命大臣がこの弾力的な運用をしっかりと取り組んでいくということで今募集もしているところですが、この子供の貧困問題というのは県の将来を揺るがす少子高齢化対策としても大変重要な問題だと思うので、是非こういった交付金制度も活用して、徳島県として取り組んでいただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### 東條子ども・子育て支援室長

上村委員のほうからございました山形大学の戸室准教授の調査につきましては、こちらは総務省の就業構造基本調査などの統計を基に計算されておりまして、最低生活費以下で暮らす子育て世帯は貧困の状態にあるということで、生活保護の受給基準となる生活費を

想定して計算されたものでございます。

このように、子供の貧困率を算出するに当たりましては、様々な基準といいますか、それぞれの規定、基準に基づきまして、そういう状態にある子供を貧困状態にあると想定をしまして出されている基準でございまして、我々としましては、国民生活基礎調査を基にいろいろな施策を検討してまいりたいと考えているところでもございます。

国民生活基礎調査におきましては、今年度3年に一度の大調査が行われているということでございまして、全国的な数字ではございますけれども、来年度にはそちらの結果が出されるということでございますので、そういったところを注視しながら、子供の貧困対策の施策につなげていきたいと考えているところでございます。

上村委員

実際、四国でも高知県と香川県はこの地域未来子供の交付金制度を使って実態調査を行って、香川県ではそれに基づいた対策も出しているわけなんです。

徳島県は、なぜこういう方向で取り組まないのかと。ひとり親家庭の実態調査はやっていすけれども、この子供の貧困問題、本当に解決しようということだったら、やっぱり県として実態調査に取り組むべきではないかなと思うんです。

今この交付金を使って調査をしようというところはだんだん増えてきていると聞きますので、徳島県が本当に国の一歩先に行くというのであれば、やっぱりこういう制度も使って、県として自治体を支援しながら調査すべきではないかなということずっと申し上げているんですが。

東條子ども・子育て支援室長

高知県や香川県が調査を実施する予定であるということは承知しているところでございますけれども、いずれも国のような収入に基づいた貧困率というようなところをはっきりと出せる実態の調査ということでございまして、そういった調査につきましては、香川県や高知県等の状況も参考にしたいとは思っておりますけれども、我々といたしましては、繰り返しになりますが、国民生活基礎調査、現在調査しておりますけれども、来年度また全国ひとり親世帯等調査という国の調査結果が出るということもございまして、そちらの状況を十分に把握いたしまして、施策につなげていきたいと考えているところでございます。

上村委員

なかなかすれ違いの答弁なんですけれども、この地域子供の未来交付金制度で実態調査のこういったものをするのかということが概要が出ているんですけど、かなり詳しい生活実態を調査するようになっていきます。徳島県はひとり親家庭についてはアンケートなどで取り組んでいますけれども、やっぱり本当にこの徳島県独自のいろんな問題も出てくると思うので、こういったものを使ってなぜしないのかなというのが私はすごく疑問なんですけど、この子供の交付金制度も使って実態調査しない何か理由があるんですか。ひとり親家庭の実態調査だけで十分だというそういった理由があるんでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

繰り返しになりますけれども、私どもといたしましては国民生活基礎調査、全国ひとり親世帯等の調査、そういったものを踏まえながら、まずはどのような施策として子供の貧困対策というところが市町村と一緒にあってしっかり対策が行われていくのかということ、これから検討していきたいと考えているところでございます。

上村委員

何回言っても同じ繰り返しと思うんですけれども、やっぱりその国自体も地域での実情に応じた対策を立てるよというということでこういう制度も作っていますので、是非この制度の趣旨も酌んで、徳島県で独自に実態調査もやって、本当に実のあるそういった対策をとっていただきたいなと思いますので、この点については竹岡次長さんどうですか。課で検討されてないんでしょうかね。

竹岡県民環境部次長

徳島県内におきます実態調査の取組についての御質問でございます。

本県におきましては、先ほど来室長のほうから御説明をいたしましたとおり、ひとり親家庭等の自立促進計画の中できめ細かな実態調査をするとともに、例えば厚生労働省の生活保護者対象の就労支援等の状況調査でありますとか、文部科学省の就学援助実施状況の調査などによりまして、生活保護世帯とか生活困窮世帯等の貧困の状況の把握に努めているところでございまして、更に各福祉事務所などを通じて、各家庭への支援、相談などにも応じておりまして、そういうところで実態を把握している状況でございます。

今回、地域未来子供の交付金の事業の活用につきましては、他県の状況ですとか、今把握しております実態状況などを踏まえまして、現在実態調査に関しては今の実態の把握状況でも十分かと考えているところでございます。

また、県といたしましては、子供の貧困の対策というのは、全国的にも現在およそ6人に一人の子供が貧困の状態にあるという推計も出されておりました、子供たちが生活の困窮という経済的な要因だけではなくて、家庭における教育力の低下でありますとか、地域社会の見守り機能の低下など、本人の努力の及ばぬ中でその有為な将来が閉ざされてしまいかねないという、大変厳しい状況にあるということは認識しております。

こうした中、県においては貧困の連鎖を断ち切るという強い決意の下に、この計画、地域の実情に即したきめ細かな施策を講じるということで、平成27年の3月に第2期徳島はぐくみプランの中で、貧困対策に関する計画も盛り込んでいるところでございます。貧困の状況にある子供や若者の就学や学習の支援、また家庭への生活の支援、さらに保護者に対する就労の支援でありますとか家庭への経済的支援、この大きな四つの施策体系に基づいて、実効性のある政策につなげてまいりたいと考えておるところでございまして、この重点目標それぞれに対して、各施策、今後もしっかりと推進してまいりたいと考えております。

上村委員

他県の様子も見ながらということですので、たくさんの方が応募して調査をするよ

うになれば、徳島県もするのかなという思いで聞いておりましたけれども、ひとり親アンケートの世帯のアンケートの中でも明らかになっていきますけれども、やっぱり一番こういった世帯、子供さんを持っている世帯が要望しているのが経済的支援ですね。

一般質問でも言いましたけれども、経済的支援を非常に重要だということで、日本というのは、子育てに関して非常に社会保障制度が貧しいということを申し上げたと思うんですけども、北欧なんかと比べると、日本の社会保障制度が貧しいがために、子育てにおいても大変お金がかかると。無償の保育制度とか高等教育の無償化とか、給付型の奨学金の充実など、そういった現物給付が大変少ない国だと言われています。北欧なんかでは、学校で使用する教材は鉛筆まで学校で支給されるそうです。フランスなんかで、子育てに幾らお金がかかるのかと、こういった質問をすると、子育てにお金がかかるというのは一体どういうことなのかと、よく分からないと聞かれるそうです。子育てに関しては、フランスなどでは徹底して親がお金を出さなくていい仕組みになっていると。そういったことで、出生率も上がってきているという取組になっているということを聞いています。

つまり、子育てで今求められていることは、こういった現物給付を少しでも増やすことかなと。そういった意味で、一般質問でも県がすぐに取り組める制度として、医療費の助成制度と学校給食の保護者負担の無償化を求めたわけです。

根本的には、親世帯のそういった賃金を引き上げる雇用の問題とか、社会保障制度全般の充実とか、そういったものをしないと解決はしないと思うんですけども、これはやっぱり国に求めるべきなので、取りあえずやっぱり県としてやれることをやってほしいということで、こういった質問をしたわけです。

県の答弁は相変わらずだったんですけども、医療費助成というのは県下全域に広がっていて、そのほとんどが中学終了まで無料ということです。

私も聞いたんですけど、阿南から徳島市に引っ越してきたお母さんは、小学校と中学校の子供さん二人を持たれているんですけども、徳島市は今まだ小学校終了までの医療費助成しかないんですよね。中学校になったら、病院にかかってお金が要ったと。もう私は県でどこも中学校終了まで医療費の無料ができていたものと思ってたのに、大変驚いたと、もう阿南市に帰りたいと、こんなことも言われていました。

そういうことで、徳島市もやっと来年度から中学校終了まで無料化になると聞いています。だから、もう残り3市町だけなんですよね、やってないのが。ですから、県がもう少し後押しをすれば、県下全域が中学校終了まで医療費無料だと。

一般質問の答弁では、県は小学校終了まで医療費無料になっておって、これは全国トップレベルだと言われているんですけども、やっぱり県の人口を増やしていこうということであれば、少子化対策としても是非今早くに医療費助成を中学校終了まで広げていただきたいと、そう思っているところです。この点についてはいかがでしょうか。

## 大端健康増進課長

子供はぐくみ医療費助成制度についての委員さんからの御質問でございます。

子供の疾病の早期発見、早期治療及び病児を抱える保護者の経済的負担の軽減を図るため、地方単独事業として、実施主体である市町村に対しまして、県からの助成対象の2分の1を負担しているところでございます。対象範囲につきましては、昭和48年に0歳児の

入院及び通院に対する医療費助成制度を導入して以降、実施主体である市町村の意向などを踏まえながらこれまで制度の拡充を図ってきたところでございまして、近年では、平成18年10月からは入院、通院とも7歳未満児に拡大し、平成21年11月からは小学校3年終了まで、平成24年10月には対象年齢を現在の小学校終了までに拡大しまして、名称も子供はぐくみ医療費助成制度とし、入院、通院とも全国トップクラスの制度としたというところでございます。

一方、全国知事会としまして、少子化対策は国家的課題であるとの観点から、子供の医療費助成に係ります国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置の廃止や、国の責任における全国一律の制度の創設について要望してきたところでございまして、その結果、減額調整措置については、現在国において見直しに向けた検討がなされているところでございます。

今後の子供のはぐくみ医療費助成制度につきましては、国における議論の推移ですとか、県において、より充実させていく政策も数多くありますことから、県全体の財政運営の視点、さらには実施主体でありまして、拡大すれば財政負担が増えることとなる市町村の意向も十分踏まえながら判断していくべきものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 上村委員

国のほうは、一応小学校入学までの児童については、医療費の無料化についてのペナルティーを課さない方向でほぼ提案されているということも聞いています。本当は国として、中学校終了まで医療費の無料化をきちっとやるということが望ましいと思うんですけども、国のほうもさすがに自治体で様々な政策を広げているということで、こうした方向で動かざるを得ないのかなと。ですから、その国の動きを是非後押しする意味でも、各自治体が県下全域でしっかりと中学校終了まで医療費無料をやるということで引っ張っていく、こういうこともやってほしいなと思うことで、そういった要望も出したわけです。

それともう一つは、学校給食の保護者負担。これを無料にしようということも求めたと思います。学校給食の保護者負担については、板野町をはじめ、幾つかの自治体で無償化が始まっていて、今後無償化にする方向で検討を行っている自治体もあります。子供の食の問題というのは非常に重要なので、そういった意味で、県として、全国に先駆けて学校給食の無料化をやるべきではないか、そういう意味で一般質問でも求めたわけですが、この点についてはもう一度教育委員会のほうに見解を聞きたいと思います。

#### 後藤学校教育課長

学校給食につきましては、学校給食法第11条におきまして、学校給食の実施に必要な施設、設備に要する経費や学校給食に従事する職員に要する人件費などについては、義務教育諸学校の設置者である県、市町村が負担し、食材費など、それ以外の経費については保護者が負担すると定められております。

このため、食材費等につきましては保護者に給食費として負担していただいておりますけれども、経済的理由により就学が困難であると認定された児童・生徒の保護者に対しては、国、県、市町村による学校給食費について支援する就学援助の制度が設けられて

おります。経済的な理由により就学が困難であると認定された保護者が負担する学校給食費については、全額補助を行い、経済的な負担がかからないように現在も行われております。このような制度の周知にも努めまして、子供たちへの安定的な学校給食の提供にこれからも努めてまいりたいと考えております。

上村委員

就学援助の基準というのは、本当に生活保護に準じるような大変厳しい状況なので、子供さんが二人、三人いる家庭では、この学校給食の食材費の負担だけでも1万円を超すという状況で大変大きな負担になっていると思いますので、そういった点でも是非無償化を進めていっていただきたいなという要望を申し上げて、余りここで時間を使いたくないので、次の問題に移らせていただきたいと思います。

あと、介護を担う人材確保の問題、これも2日の達田議員の一般質問で取り上げましたが、介護現場は大変低賃金、重労働ということで、人材の確保が難しいと。こういった問題について、県がどういう取組をするのかと伺ったところ、就労意欲のある元気高齢者の潜在的な力を活用するというので、元気高齢者と現役職員の業務シェアによって、介護現場における働き方の価値を転換するような、徳島県版介護助手制度というんですか、新たに創設して、来年度から展開していきたいというような答弁がありました。これは、具体的にどのような取組になるのかをちょっと説明を頂きたいと思います。

廣瀬いきがい・とくしま回帰担当室長

ただいま上村委員のほうから、介護助手制度の具体的な中身についての御質問を頂きました。まだ予算も編成段階でございますし、各関係機関の御意見等頂いている途中ですので、まだ確定したものはございませんけれども、方向性としてのお答えをさせていただきます。

介護の仕事は高い専門的知識や技術、経験を要する高度な仕事から、比較的マニュアル化等が容易で専門性を求められない仕事まで、一人の介護職が何から何までやるといった現状にあり、将来展望やキャリアパスが描きにくい上に、重労働の割には他の職種に比べ賃金が低いことなどから離職率が高い状況にあります。こうした状況を打開するため、介護の仕事の中でも肉体的な負担が少なく、比較的専門性を求められない仕事を切り分け、意欲ある元気高齢者の方に担っていただきたいと思います。

具体的には、各施設の現状に応じた切り分けが必要となってまいります。食事や入浴介助の時間帯など、業務が集中する時間帯における施設内の見守りや、食事が終わった後の下膳、テーブルの清掃、片付け、あと、レクリエーション活動の際の用具の準備、専門職の指示の下での作業補助、居室の整理整頓、シーツ等のリネン交換の補助などを想定しております。また、働かれる高齢者についてですけれども、勤務する時間も高齢者の身体的な負担や家庭の事情なども考慮し、介護職員が手薄になる時間帯に勤務するなど、短時間勤務やスポット的な勤務も想定しております。

上村委員

今、具体的な仕事の中身も出てきたんですけれども、介護現場というのは、例えば見守

りをしていても下膳をしていても、はっと手伝わないといけないようなそういった身体的な介護も必要になってくる場面もあると思うので、この辺でなかなか、一々呼びに行かなければならないといったことも起こると思いますので、これはもう少し是非介護の現場と中身もすり合わせながら仕事についても相談しないと、また新たな問題が出てくるのではないかなと危惧をしているところです。

もう既に現場では無資格の方も導入して、こういった下膳だとか見守りとか、いろんな手伝いをボランティアさんを入れてやっていますので、そこに高齢者を新たに入れるということで、どんな制度設計になるのかというのがちょっと私も想像がつかないんでお聞きしたんですけれども、ちょっと検討をしっかりとさせていただきたいなと思います。

次に、とくしま青少年プランの2017について、ちょっと幾つかお聞きしたいと思います。

9ページの雇用環境の変化ですけれども、非正規雇用の増大にも関連してるんですけれども、ブラック企業のような長時間過密労働の問題について余り触れてないんですよね。かつてのような若者、新人の育成に時間とお金をかけてしっかり育てていくというような職場環境でなくなってきていると聞いています。正規雇用の減少で、正規労働者への負担の増えている問題とか、たとえ新人であっても正規職員として非常に重い責任と過重な負担がかかっていると、そういったことで、最近でも電通の新入社員がわずか24歳で過労自死すると、こういった事件も起こっているわけなんですけれども、こうしたことへの言及もこの中では必要ではないかなと、そういう思いがあるんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

#### 川村次世代育成・青少年課長

ただいま上村委員より、若年者の労働環境について、とくしま青少年プラン2017で触れられていないのではないかとという質問を頂きました。

前回の議会でも、委員会の時に上村委員から同じような御意見を頂きまして、この度、プランの中にもそのような文言を付け加えさせていただいております。

具体的には、青少年に対する不適切な労働環境に対しては、労働相談や関係機関との連携により、適切に対応するという文言を担当課と協議をいたしまして、今回付け加えさせていただいております。

#### 上村委員

その点については私も見ましたけれども、これについても是非、青少年に労働者としての働くルールとか、労働者としての権利と、こういったものをしっかりと教えるというか、知ってもらふ取組も必要と思うんです。これは、本来義務教育、学校教育の中でやられるべきと思うんですけれども、例えば就活の際にどういう職場をどんな基準で選ぶのかとか、あと、もし採用された場合でも、ブラック企業のような大変な職場に入ってしまった場合、そのことに気づいた時にどこに相談したらいいのか、こういった最低限の知識は青少年に知ってもらふような、そういう働き掛けも必要と思うので、是非、プランの中にもそういったことも入れていただきたいなとちょっと思っていたところなんですけれども、この点はいかがでしょう。



川村次世代育成・青少年課長

この度、付け加えさせていただいたところに、青少年への教育も含めて入っていると解釈しておりますので、具体的な文言を当課としては加えるということはありません。就労環境、キャリア教育の取組とか様々な教育委員会関係の事業もこのプランの中に網羅しておりますので、その中で読み込めると考えております。

上村委員

教育委員会のほうでも、是非、検討いただきたいと思うんですけれども、今の若者というのは何でも自己責任と考える傾向があるそうです。私もびっくりしたんですけれども、仕事がきつくて辞めたいと思っても、職場の上司の許可を得られないと辞めれないと思っている青年がいるということです。ですから、本当に私たちが考えたら、それだけえらかったら辞めたらいいのにとおもっても、辞められないと考えている青年がいるということは、是非、私たちも心に留めておかななくてはいけないなと思うので、そういった今の若者の特性も知った上での対応が必要だと思いますので、やっぱり若くして仕事の働き過ぎで命を落とすことがないように、しっかりとこういう施策も盛り込んでいただきたいと思います。

ちょっとこの点、教育委員会はどうお考えか、少し聞いてみたいんですけれども。

後藤学校教育課長

上村委員から、労働条件等についての教育が行われているかどうかということについての御質問だと思いますが、現在キャリア教育の一環といたしまして、労働局等とも連携いたしまして、高校3年生の、特に就職が内定した者に対しまして、労働基本法等の法規に対する講演会等を出前講座として積極的に推進しているところでございます。

今後もしろいろ教科教育、例えば公民の教科の教育等も通じまして、そういう労働者としての権利とか、それに関する法規等につきましても理解を進めていく教育を推進してまいりたいと考えております。

上村委員

教育委員会のほうでもいろいろと支援をされているようですけれども、是非、就職が決まった青年にやっぱり困った時はここへ相談したらいいよというものを、学校の先生なり、どこから渡すかということですが、いろいろインターネットとかで情報も出していますけれども、分かるように一人一人の青年にしっかりとそういうものが伝えられるように今後はしていかななくてはいけないのではないかなと思っています。

本当に若者というのはいろんな情報をネットでとっているようですけれども、意外とこういった自分たちの働いている条件だとか、そういうものについては余り知らないことが多いと。職場でも労働組合が非常に今、力が弱くなっているの、そういった点でも特別な支援が必要ではないかなと思うところです。

最後に、地域医療構想についてもちょっと意見を言っておきたいと思うんですが、文教厚生委員会の時も大分この地域医療構想については言わせてもらったんですけれども、日本医師会の総合研究機構、日医総研が2025年の患者推計というのを発表しているんですね。これは私もちょっと勉強不足で余り見てなかったんですけれども、実は徳島県の2011

年の入院患者数は9,545床ですか。この日医総研によると、2025年の徳島県の推計では、入院患者が1万900床、14パーセント増加といった予測が出ています。

ところが、徳島県は大分減らす方向になっているんですね。特に虚血性心疾患が29パーセント増えると。脳血管疾患は44パーセントも増加するという予測なので、どれも救命救急が必要な病気なんですけれども、徳島県は慢性期の病床だけでなく、高度急性期、これが1,514床から52.6パーセントも減らす計画で718床に減らすという病床数の推計をしています。これは大きな問題ではないかなと思うんです。三好のほうでもC C R Cを進めていくというニュースも入っていますけれども、よその県からもこういった高齢者を受け入れて医療、介護の面でも充実させていかなければいけない方向なのに、こういった救急のところを削ると。しかも日医総研はやっぱりお医者さんがいろいろ研究しているところなので、かなり綿密な調査に基づいて推計を出していますけれども、なぜこのような分離が生まれるのかと。それで、本当にこの推計値でいいのかということについて、もう一回ちょっとお聞きしておきたいと思います。

原田医療政策課長

ただいま上村委員のほうから、地域医療構想についての御質問を頂きました。

都道府県は、医療法第30条の4第1項に基づきまして、医療提供体制の確保を図るための計画であります医療計画を定めるものとされております。

また、同条第2項第7号によりまして、医療計画の内容の一部といたしまして、構想区域ごとに将来の医療提供体制に関する構想である地域医療構想を定めるように求められますとともに、その具体的な内容といたしましては、病床の機能区分ごとに将来の病床数の必要量を推計することが規定されているところでございます。

さらに、具体的な将来の病床数の必要量の算定に当たりましては、医療法施行規則によりまして、別表第6の1というものがございすけれども、その中に計算式が定められておりまして、それに基づいて計算をするようにされております。

実際の推計作業の際には、ただいま申し述べました計算式がプログラミングされました推計ツールというものが国から配付されまして、これを使用した上で試算を行っておるところでございます。

なお、慢性期病床の推計に当たりましては、パターンA、パターンB、特例と、三つのパターンを選択することができますが、本県におきましては昨年の文教厚生委員会での意見書等を踏まえまして、2025年において最も多くの病床を確保できる特例を採用しておるところでございます。委員から言及のありましたものがどのような内容であるのか承知はしておりませんが、我々としていたしましては今後とも関係法令等に基づきまして、適正に事務を執行してまいりたいと考えております。

上村委員

後でまたこのことについては話したいと思います。

以上で終わります。

喜多委員

人材育成についてお尋ねいたします。

昨日大隅良典教授がノーベル賞を受賞しました。日本からも研究仲間が大勢参加して、すばらしい晩さん会に参加したようでございますけれども、もちろんテレビの報道だけで詳細は分かりませんが、それで、すばらしいと思ったのは、大隅東工大の名誉教授が、この受賞金を元にして、研究者がこれから続くことができるような基金を創設したいということで、記者会見の中で発表されました。まさしくこれは、次世代の研究者の育成ということで、本当にすばらしい大隅教授でないんかいなということをつくづく思いました。

もともとノーベル賞は、ダイナマイトによって100年余りにノーベルの意向、意思もこれからいろいろな分野によって研究してほしいと、新しい世界をつくってほしいという思いで創設されたということを聞いております。

今回の知事の所信表明演説の話の中にも、農林水産も含めて新しいサイエンスゾーンを作って、それから人材育成を図ってほしいという思いの多くの説明がありましたけれども、まさしく徳島の将来も、そして我が国の将来もこれからどのような人をつくって、どのような人にこれから活躍してもらおうかということが、一番大切なことでないかということをお尋ねいたします。

そういう中で、毎月、この企業情報とくしまということで、11月号、12月号が今手元にありますけれども、この中でも、小川製作所というところですが、この社長の方針でも教育訓練を計画的に進め、ということでこれからのこの会社の成長につなげていくためには、研究者の教育が、訓練が一番大切だということを、もちろん今のこの事業も積極的に進めるということでもありますけれども、新しい時代に向かって、新しい人材による研究を進めてほしいということがこれに出ておりますけれども、まさしくいろいろなことを思う中で、徳島の将来はこの人材育成に懸かっているのではなかろうかと思っております。

そこで、具体的にですけれども、中央テクノスクールで11月3日、7日、12日の3日間徳島県若年者技能競技大会が行われたようでございます。これについてのいろいろな内容とかどんな成果があったとかをお尋ねいたします。

#### 第十産業人材育成センター所長

ただいま喜多委員から、若年者技能競技大会の概要について御質問がございました。

若い世代のものづくり離れや技術者の高齢化により地場産業を支える高度な技術の維持、継承が危惧される中、若年者のものづくりに対する意識と技能の更なる向上を図るという目的で、11月3日、7日、12日の3日間、中央テクノスクールをメイン会場として、若年者技能競技大会を今年度初めて開催いたしました。

対象につきましては、県内の職業能力開発施設、これはテクノスクール及びポリテクセンターでございますが、そのほか工業高校3校、専門学校、企業などの若年者でございます。原則は技能五輪参加資格である23歳以下を対象としておりましたが、建築大工、左官などでは対象の若者が少ないということで、開催要領はおおむね29歳以下としております。

競技種目につきましては、6種目、9部門、具体的には旋盤、溶接、美容、理容、建築大工、左官。溶接につきましては、被服アーク溶接部門、炭酸ガスアーク溶接部門二つに分かれております。

また、美容につきましてはカッティング部門、ワインディング部門、セッティング部門に分かれております。

種目につきましては、施設設備が利用できるということで、中央テクノスクールの科目を主とし、人手不足が懸念される建築大工、左官につきましては建設管理課の協力を得て追加しております。

参加者数については、申込みが72名ございましたが、当日欠席が4名出ておりまして、最終的には68名で現場や学校で習得した技術と知識を競い合っております。

成果といたしましては、学校や会社員等の垣根がなく、同世代で競える大会の開催は初めてでございまして、自分の力量が分かり、励みになるとの声も多く聞かれたところでございます。

今大会を契機に、近年本県からの出場選手が減少している23歳以下の若年者の技能レベルを競う技能五輪大会への積極的出場につなげるなど、次世代の担い手となるものづくり人材の育成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

70名ぐらいの参加ということで、実際はもっと広がって多くの人が参加してもらいたいなということを思いました。

それと、今説明があったこの技能五輪全国大会はいつあって、どのような規模で、どのような目的でありますか。

#### 第十産業人材育成センター所長

技能五輪の趣旨について御質問いただきました。

技能五輪については、今回54回目ということでございますけども、やはり若者の技能のレベルをアップするということで、厚生労働省及び中央職業能力開発協会が主催で実施されております。参加資格といたしましては、各都道府県職業能力開発協会を通じて選抜された青年技能者でございます。原則23歳以下が対象となっております。競技種目につきましては機械組立て、抜き型など41職種となっております。

#### 喜多委員

いろいろと勉強されておる方、技能者が一堂に会して競技をして、そしてこの技能五輪に向かって出場する目的で一生懸命されているということで、これからも積極的に進めてほしいなと思います。

もうあと10年、20年したら、家が建たないというか、大工も左官もほとんどが少なくなってしまうって高齢者でいなくなっていくという中で、ものづくりの基本であろうと思いますこの技能者の養成を、これからも中央テクノスクールを中心に頑張っていただきたいなと思っております。

それと、元へ戻りますけれども、この企業情報とくしまによりまして、いろいろな国家資格を取得するということも大切なことというか、これは目標があるから一生懸命励むことができるということでもありますけれども、テクノスクールにおける国家資格の取得はどのような状態になっておりますか。

#### 第十産業人材育成センター所長

中央テクノスクールにおける国家資格取得状況についての御質問でございますが、昨年度の実績で申しますと、国家資格民間合わせて534の資格を取っております。

#### 喜多委員

すばらしいと思います。これからもやはりできるだけでなしに、世間に通用というか、社会に通用、皆が認めるところということで、国家資格の取得、この技能だけでないんですけれども、いろいろな職種によっても進めてほしいなということを要望しておきたいと思っております。

それと、先般、商工労働観光部の平成29年度の基本施策というのが出ております。この中の人材育成ですけれども、この専門性の高い人材の育成ということで、三つの項目が挙げられております。それぞれ横文字が続いておりまして、クリエイティブな人材、マイスター制度、グローバルな人材ということで、それぞれ分かりにくいなという面もありますけれども、来年度の施策、基本方針として、この三つを人材育成に挙げられておりますけれども、具体的にどのように進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

#### 山川企業支援課長

ただいま委員のほうから、来年度の商工労働観光部の施策の方針の中の人材育成について御質問いただいたところでございます。

その三つのうちのまず情報関連、クリエイティブ人材の育成についてでございますが、現在徳島県では、光の王国徳島ということで、全国でも有数の光ブロードバンド環境が整っているということから、様々な情報関連産業の集積が進んでおるところでございます。現在、17社が集積しておりまして、企業さんが技術的、あるいはクリエイティブな人材を欲するという傾向にございます。

そこで、来年度はこうした人材を県内外から、県内ではそういう人材を育てる、また県外からも即戦力の人材を呼び込むと、そういうシステムをつくり上げたいというのが来年度の方向性でございます。

あともう一点、グローバル人材についてでございますが、現在企業さんがグローバルな活動をどんどんしていく中で、やはりその企業さんの人材ということも海外に対応できるような人材が必要だということで、これを大学生の時からグローバル人材として、グローバルとローカル両方の視点を持った人材、学生を育てて海外でも企業の経験をしていただいたり、県内の企業さんでもインターンシップをしていただき、最終的に海外での経験が終わった後、徳島県の企業に入ってくればいいなということで、これは企業さんの寄附金と国の補助金をもって運営している事業で、昨年度から始めたところでございます。

以上、三つのうちの二つを説明させていただきました。

#### 第十産業人材育成センター所長

もう一つの徳島版マイスター制度の創設事業についてでございますが、平成27年12月にドイツニーダーザクセン州リューネブルク職業訓練センター関係者が中央テクノスクール

を訪問した際に、両者間で産業人材育成交流協定を締結して、平成28年2月には産業界と中央テクノスクール職員がドイツに赴き、リューネブルク職業訓練センター及び関係機関を視察しております。

本年度におきましては、この交流協定に基づいて、本格的に訓練生及び指導員の人的相互交流を行い、技能者が自らの見識を広げていくことで、両国の産業人材育成の充実強化に努めたいと考えております。

そこで、この度リューネブルク職業訓練センター職員、訓練生が7名、先週きておったところでございます。来日してテクノスクールと民間企業を視察いたしました。

また、1月の中旬から、今度はドイツのほうに訓練生を派遣する予定となっております。

ドイツについては、若年時からの職業教育を重視しているマイスター制度の本場ということで、交流を深めることによって、テクノスクールの訓練カリキュラムへ導入することにより、産業人材育成の強化を図ってまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

いろいろ来年度に向かっての基本方針ということで積極的に進めていただいて、やはり徳島ってものづくりを本当に大切にしなければいけない県でないんかいなと思っております。そして、国からも2分の1ということで、制度を利用して積極的にこれから進めていってほしいなと思います。

そして最後、マイスターということで、ドイツへ行っておって、またドイツへ行くということと、ドイツからきておったということで、職種ってどのような人がきておりましたか。

#### 第十産業人材育成センター所長

先般来日した7名のうち、訓練生4名いたんですけども、ヘアドレッサー1名、木工2名、それと鉄鋼関係1名でございます。

#### 喜多委員

いろいろな職種でこれから人材を育成して、何かもともとが減る中で、サービス産業のほうに流れていくという中では、大切な本当のことのひとつだろうと思っております。リューネブルクとの交流も進めることによって、これからあんな制度があるんだったら私も行きたいなということで。テクノスクールがね、いろいろ入学もなかなかこの頃すごく難しくなっていて、入学試験が受からんというような制度というところでもあります。格を高めて質を高めて、そして多くの人材が、人が行きたいなというようなテクノスクールになってほしいし、その一つが海外での勉強、そして徳島で受け入れるということになろうと思っております。繰り返しになりますけれども、やっぱり人づくりというのは時間がかかるし、お金もかかるし、一番大切なことのひとつだろうと思っております。今後ともこの基本方針に基づいて積極的に進めていってほしいなということを要望して終わります。

#### 長尾委員

子供の貧困とか虐待とかについてお聞きをしたいと思いますが、過日子供の貧困率では

第1位だと思うんだけど、沖縄県を視察して、中部病院というのがあるんだけど、そこでいろいろお聞きをしたんですが、そこは病院の隣に福祉事務所があって、保健所もあったと思うんだけど、そこで何をやっているかという、連携をとって子供の虐待とか貧困対策をやっていると。最近お子さんを餓死させるとか、育児放棄で捨てるとか、そういう痛ましい事例が報道されているわけけれども、そういう中で、沖縄県では女性が妊娠すると、その際に妊産婦手帳とかそういうのを出しますよね、いろいろ。そういう時に、面談をしながらその女性の状況というか、家庭の状況とか、そういったものを丁寧にお聞きして、そして福祉事務所とか保健所とか連携をとって予防をするということがなされているわけだけど、その時にその調査表というのを独自の作って、そういう対応をしているということをお聞きしたんですけど、まず、本県の場合、ここ数年のそういう虐待の件数というのはどうなっているのか、それと併せて、今お話をしたような沖縄はそういう調査票みたいなものを独自に作ってやっているわけだけど、本県でもそういう類似した対応されているのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

#### 東條子ども・子育て支援室長

まずは、本県の児童虐待の相談対応件数の状況でございます。本県の児童虐待の相談対応件数は、平成26年度が本県としては最も多かった710件という対応件数でございました。昨年度、平成27年度は654件ということで、平成26年度からは減少しておりますけれども、高い水準にあると考えているところでございます。

その中で、医療等との連携ということでございますけれども、私どもも、児童虐待の対応については、県要保護児童対策協議会という所で検討いたしまして、一定の様式のもとに医療ですとか市町村、そして児童相談所等が情報共有できるという体制をとっているという状況でございます。

#### 長尾委員

結構なことだと思いますが、そういう所がまずは第一のそういう防止策ができる所だと思いますので、お願いしたいと思います。

それで、もう一つ、先日東京都の品川区の保健所に行ってまいりまして、そこではどうしているかという、私も何という言葉かなと思ったんだけど、ネウボラという、何語かちょっと忘れたけど、ネウボラという取組をほぼ東京都全区全市ではないんだけど、今そういう取組が広がっていると。どういうことかという、これも妊娠すると、女性がその地元の区の保健所に行くと。保健所に行くとは何で行くかという、そこへ行くとギフト、商品券が頂ける。デパートのギフト券。そのギフト券にはもし出産した場合の子育てに必要な商品みたいなものが主に、それだけとは限らないけど、主にそういうものに使ったらどうですかと、こういう商品券を贈呈する。そのために、そういう妊婦の方がこられる。それをもらうだけに来るといふ人もいるかもしれないけど、要は、保健所側は、それは一つのきっかけで、要はきてもらって、そこでさっきの調査票と同様に、アンケートというか、それをしっかりとやっていく。そのやり取りの中でその家庭状況とか、そういったものをしっかりと掌握をして適切な手を打つと、こういったことを医師の女性の所長さんとかが積極的に取り組んでやっている。こういうことをお聞きして、品

川区の場合は人が増えているということで、特にそういう妊産婦の多いことでそういう事前の防止策をきちっとやっているという話なんですけど、こういうことへの県としての認識というか、見解をお聞きしたいと思います。

#### 大端健康増進課長

ただいま、産前の妊婦さんにおきます支援体制ということで御質問いただいております。

産前産後の母親が安心して子育てできますように、支援体制を充実することは非常に重要なことであるというふうに認識しておりまして、さっき委員おっしゃいましたネウボラという組織といいますか、そういうものもございまして、子育て世代包括支援センターということで、いろいろ設置が国のほうで制度がございます。

基本的に、市町村のほうが実施するということでございまして、妊娠が分かってから母子手帳の交付ですとか、妊婦一般健康診査受診票の交付、それから妊娠出産に関する相談なんかをやっております。

県内市町村におきましては、鳴門市のほうの子育て世代包括支援センターを設置してサポートをしておりますので、この取組を広げようということで、県も旗を振っておるんですけども、センターを設置しなくてもいろんな個々の対応はなされているということを伺っておりますが、取り組みやすい環境整備として、こんな制度がありまして、県も推進して設置をお願いしているところでございます。

#### 長尾委員

当然これはお金がかかることでありますから、なかなか市町村の財政状況によっても違うと思うので、このあたりも、もしそういう効果があるとする、その需要と効果があれば、是非一回検討されたらどうかと、このように思います。

この子供の貧困とか虐待というのを妊産婦さんの方から情報を得てやる。これについて、沖縄の女医さんは、保健所の先生が言っていたのは、こういう情報というのは、行政がやっている相談とかそういうのがなかなか行き届かないという中で、その方が提案をしていたのは、毎日基本的には買い物に行くと。その買い物に行く、言ってみれば一般的にはスーパーが多いわけだけど、スーパーなんかの窓口、スーパーが目立つ所、スーパーもいろんなポスター張ってあるんだけど、それは毎日買い物に行く所に主婦とかそういう誰か男性でも行っている最近。そこにそういう相談窓口の案内をやったらどうかと。PRということで御提案がございました。本県としては、そういう毎日買い物に行く、それは例えばスーパーとか主婦の店とか、いろんな御協力を頂かないかんわけだけど、是非そういうのが効果的ではないかという御指摘があったんですが、こういったことについてはどうでしょうか。

#### 東條子ども・子育て支援室長

児童虐待防止についてのPRということでございます。

私どものほう、11月が児童虐待防止推進月間ということで、例えばオレンジリボンたすきリレーというイベントをいたしましたり、ラジオ、新聞等に広報を依頼したりというようなことでの取組をしているところでございます。



児童虐待の防止に向けては様々な方が御自身の身近なものと考えていただきまして、例えば189いちはやくというような全国共通ダイヤルというのもございますし、そういったことも知っていただくというようなことが大変重要かと考えておりますので、委員の御提案も受けまして、より効果的な広報につきましては十分検討させていただきたいなと考えているところでございます。

#### 長尾委員

今の189いちはやくというような、例えばそういう連絡先のポスターなんかを作っておるんですか。そういうことで、そういうスーパーとかに貼るということはないんですか。

#### 東條子ども・子育て支援室長

市町村ですとか、県内のこども女性相談センターとか児童養護施設、そういった所を中心に広報活動をしているという現状がございまして、より一層県民の皆さんに近い所というのは、今後の広報するに当たっての検討課題であると考えているところでございます。

#### 長尾委員

市町村とか市役所なんかはしょっちゅう行く所じゃないし、また公的な立場でしょっちゅう行く所じゃないし、そこはそこへ来る人しかこないし、1年に1回か何かの事務に来るとかの人は来ると思うんだけど、やはり毎日、目に見える所が大事じゃないかと思う。

これは高齢者の問題だけど、私の町内にグループホームがあつて、私も町内会長をやっていたもので、その施設は1階、2階で18人、担当職員だけではないぞというときは大変だから、町内も手伝って、もし火事だなんだといった時に、夜とかも一緒に協力するとかいう関係で2カ月に1回連絡協議会というのをやっているわけですが、そこで先日、その施設に高齢の御婦人がきたと。もちろん入っている人はいろいろいるわけだけど、事情があつて。でも、そこは息子さんとお母さん。息子さんは一切見舞いにこない。なぜかという、やっぱりそこにお母さんを、グループホームに預けるまでは様々な思い、いろんなことがあつたと思うんだけど、それをそこまでいかなくても、例えばデイサービスもあるわけで、そういうことをすれば、まだ息子さんとお母さんの間はそこまでいかないで防げたかもしれない。最悪になった状態で来ると。だから、そこで施設の側も、それからそこにある徳島市のサービスの人がいますよね、その人とか、それからその施設の関係者が言うんだ、もっと早く連絡してくれれば対応できるのにと、こう言うわけです。結局、その人はお母さんは認知症だからそういったことは分らんけど、その息子さんもいい歳だ。団塊の世代かもしれないけど。そういう人たちが職場とか日常生活の中で、そういうお母さんを持って毎日地獄のような大変な思いしている時に、どこか電話一本でもすれば救えるのにと、こういう話がそこであつた。行政の側というのは、何かPRしているつもりかもしれないけども、実際、本当にそういうところに分かっているのかと。その人のレベルにもよると思いますよ。いろんなこれはどういう所に相談すると、それはある程度の知識、能力があればできるかもしれないけれども、なかなかそうでない人も世の中ごまんというと思う。とてもじゃないけども、ホームページなんか見やしない。市役所も行きやしない。会社でも相談しやしない。親戚に相談できる人がいて、お前こうしたほうがいいよという

ことを言ってくればありがたいけども、そういう人もいないという場合もある。そういう中で、とにかく子供のことも、高齢者のことも、やはり毎日それは警察のお尋ね者じゃないけど、捜すのあるじゃない。あれなんかでも、毎日見ておったら意識はあるわけで、嫌でも毎日見ていたら、テレビのコマーシャルなんかと同じコマーシャルを1年365日繰り返すわけだから。大塚製薬の亡くなった会長が、「オロナミンCの宣伝はちょっと減らしてポカリスエットにしませんか」と言ったら、「ばかか、お前オロナミンCは俺が死ぬまで広告を出すんだ」と、日本人が全部知っているのかということを行っているんだと。それはテレビコマーシャルを流していても聞いていない人はいっぱいいるわけで。耳というのは、目とかいろんなものは、それぐらいなかなか意識に入らないので、そういう意味では買い物に行くスーパーとかいう所はほぼ毎日とか行くわけだから、そういう所にしっかりとPRすることがこれから特に大事じゃないかと思う。特に高齢者とかお母さん、女性とかが毎日行く所、そういう市役所とかポスター貼っていたって、やっていますよだけで、それはなかなか全部分からないと思う。そういう意味からすると、もっと行政の情報ということを知ってもらう適切な場所というのを、スーパーとかを含めて私はもっと検討すべきではないかなと。現場の所長さんとかそういうのが幾ら行政で広報していてもなかなか通じないという現場の声だと思うんですね。だから、その辺をちょっともう一回課長さんは答えたけど、課長の上の幹部でもいいけど、その辺どう考えているのか答えてもらいたい。

#### 竹岡県民環境部次長

ただいま、効果的な広報、PRをもっと行うべきであると御提言いただきました。

これまで、特に児童虐待につきましても発生予防から早期発見、早期対応ということで、できるだけ相談窓口についてはいろいろなところで知っていただくということが重要ということで、国においても189<sup>いちやぐ</sup>ということで、虐待の電話相談の番号を簡略化して、分かりやすいところでPRに努めているところでございます。そのほか、市町村の相談窓口でありますとか、例えば医療機関ですね、子供さんを連れのお母さん、よく病院とかも行かれますので、医療機関との連携というのは特に重視してやってきていたところではございますけれども、委員御提案のとおり、日頃毎日利用する、お買い物のスーパーでありますとか、職場でありますとか、そういうような所というのは大変貴重なというか、PR効果が高いものがあるというふうに考えておりまして、今後も広報啓発するに当たりまして、できるだけ広く県民の皆様に相談窓口等のPRできますように検討してまいりたいと考えております。

#### 長尾委員

是非検討してもらいたいと思うんだ。例えば高齢者で、60代の一般の会社員で189<sup>いちやぐ</sup>なんという番号を知っているのが10人に何人ぐらい、もしくは若い子育て世代のお母さんで10人に何人が189<sup>いちやぐ</sup>という番号を知っているのか。

#### 竹岡県民環境部次長

何人ぐらいというのは今把握しているところではございません。

長尾委員

把握していなくても、国もやり県もやろうとしているわけで、この189いちはやくというのはどの程度ぐらいというそういう認識もなく、これは現状が分からないで行政指導しているということになるよ。少なくともどのくらい知っているんだと。誰か分かる人はいないか。100人中100人知っている、10人なら10人知っていると思っているのか、半分なのか、2割なのか、1割なのか。行政のプロがこれだけいるわけだから、少なくとも今国や県がやっているの、どのくらい知っているのかぐらひは分かってもいいんじゃないか。

竹岡県民環境部次長

繰り返しで申し訳ございませんが、現在数字として把握してはございませんけれども、いろいろな場でPR活動に努めているところでございまして、国、県、市町村で協力してやっているところでございますので、できるだけ多くの方に知っていただけるように今後も努めてまいりたいと考えております。

長尾委員

110番とか119番はこれだけ日本の社会に定着しているけど、新しい189いちはやくとかで、それは#8000番とか、ああいうのはなかなか浸透しないんですよ。行政関係者は毎日そんな書類見たり知っているのかもしれないけど、本当に現場の人たちが完璧に知るとかいうまでは本当に時間がかかる。だから、それに対して本当に粘り強く効果的な広報ということを国民の皆さんに伝えていく。そのことに本当に心を砕いて、是非今後、新年度、国、県、市町村ともに力を合わせてそういうことを未然に防ぐと。少子化と言いながら、本当子供が殺されたり、餓死したり、情けない話で、そういったことのないように、是非関係機関で調整をして、来年そういう、あれっと思うようなひとつ広報を是非考えて、実施してもらいたいと、このように思いますが、いかがでしょう。もう一回聞いておく。

田尾県民環境部長

児童虐待の防止につきまして、貴重な御提言ありがとうございました。

我々としては、これまでも一生懸命189いちはやくというダイヤルを周知してきたつもりではありますけれども、やはりなかなか委員御指摘のとおり、110番でありますとか119番ほどは浸透していないというのがこれは正直なところでございます。やはり、我々は本当に支援を必要とする人の所にその情報を届けるということが、つまりきめ細やかな対応することが必要でございまして、来年度に向けまして、そういった社会のセーフティーネットがここにありますよというところをちゃんと行き届くように、工夫をなお一層重ねてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

長尾委員

是非関係者ともよく相談していただいて、実際現状も本当にどうなのか調べてもいただいて、全部アンケート調査せいとかそこまで言わないけど、少なくともどうやってやっていけばいいかということ、来年県の取組が具体的な形として出ることを期待して終わ

ります。

来代委員長

午餐のために休憩いたします。(11時54分)

来代委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。(13時03分)

庄野副委員長

介護保険のことについてお聞きしたいというふうに思います。

このところ、会派のほうでも厚生労働省の老健局地域包括ケアシステム高齢者を地域で支えるための課題と対策についても勉強してまいりましたし、また先日、我が党の介護セミナーということで大分県選出の参議院議員で筑波大学の客員教授、民進党次の内閣厚生労働大臣の足立信也先生にお越しいただいて、介護保険を取り巻く状況というものを勉強する中で、いろんな、この介護セミナーには県内の特別養護老人ホームを経営している方でありますとか、またケアマネジャーさんもきていただいたりしながら、地域の中でどういうふうなことが起こっているのかというようなこともお聞きをして、少し勉強の意味も兼ねて今日は質問しようかなと思っておりました。

それで、今のこの2000年に介護保険制度が始まって、大体3年に1回介護保険料の改定でありますとか、あと介護報酬の改定とかが順次行われておりまして、今現在第6期ということでございます。それで、説明いただいたら一番いいんですけども、私も人口構成とともに膨らむ給付に驚いております。2000年度は給付が総費用額で3.6兆円であったということが、これが2016年度、今年度でありますけれども10.4兆円にまで膨らんでいるということで、非常に多くの経費が介護保険にかかっていると。保険料につきましても、第1期の2000年度のときには全国平均で2,911円であったものが、現在では5,514円ということで、これは全国平均でありますけれども、かなり個人の支払う、負担する保険料も上がってきておって、国の予算、それから個人の持ち出しも含めて、非常に厳しい状況になっているなという気がいたしております。

とはいいいましても、介護保険の制度というのは、本当に有り難い制度でございまして、私も両親が介護保険のお世話になっておるんですけども、本当にこの介護保険の制度がなければ、多分もう大変な状況なんだろうなというふうなことも思いながら、何とかこれからは持続可能な介護保険制度であり続けていただきたいという思いがしております。そんな中で、先日セミナーの中で、特養の経営者の方々から言われたんですけども、まずちょっとお聞きします。

平成26年の改正で、介護保険の制度が特養の入所要件も含めて要介護3以上、基本的には以上でないとなかなか入居できないというふうなことでありますとか、そうした要介護2と3との間で線引きされたことによって、かなり苦しんでいる方々もいるのかなというふうに思います。そういう意味で、平成26年度のこの介護保険制度の改正の中身、今口で一点しか言いませんでしたけれども、大体主要なものでどんなものがあつたのかということをお聞きしたいと思います。

渡邊長寿いきがい課長

今、副委員長のほうから平成26年の法改正、平成27年度以降に施行された事項についての内容についてという御質問を頂きました。

まず、副委員長御指摘の特養の入所につきましては、原則として3以上というものが一つございますが、それ以外につきましては、一定の所得のある方につきましては、これまで介護保険の負担というのは1割負担だったものから、一定の高額所得の方につきましては2割の負担というものが導入をされております。そのほか、世帯内で現役世帯並みの所得がある高齢者がいる場合につきましては、高額介護サービス費という上限があるんですけれども、これが3万7,200円から4万4,400円に引き下げられるといったような改正もそのほかにごございました。

庄野副委員長

それで、この間の介護セミナーで特養を経営されている方が申しますのは、今現在特養に入所しておって、現実的に特別養護老人ホームでそこに職員さんの懸命なリハビリでありますとか、ケアマネジャーさんのいろんな分野の介護保険を使っていくかというふうな、そういう綿密な行動スケジュールがあるんですけれども、そういうふうに丁寧にその入所の方々へのリハビリを行った結果、例えば要介護が2とか1に変更になったといった場合に、この方は出ないかんの違うんかと。せっかくついの住みかとして特養に入所して、もうそういうふうなことで等した場合、経営者の方は言ってるんですけれども、指導とかでその方が要介護度が2、1になれば出なくちゃいけないんじゃないかということのことを心配してるというふうなことを聞かれました、これは大きな問題だなというふうに思いました。

それで、むしろそういうふうにきちんとケアをしてあげて、リハビリをしてあげて、歩けるようになった、また排せつも自分である程度できるようになったというふうな、元気に回復基調にあるような状況を作り出した特養とか、そういう施設には、何らかの賞金じゃないですけれども、よく頑張りましたねというふうな、そういう賞状とかそういう、このぐらいにつけてあげてもいいんじゃないかというふうな声も出ておりました。

それとあと、要介護3、4の人が、例えばサービス高齢者住宅に入居しておって、そのときには、入る時には寝具ですね、ベッド、これが介護用のベッドをリースします。大体1か月800円か、負担が、個人の負担が1割負担だったら、1か月800円ぐらいで借りるんですけれども、電動式の足が動いたり、頭のほうで動いたりする電動のベッドですけれども、これを介護保険の1割負担ということで月々で借りているんですけれども、それが状況がよくなって、介護度が2とか1になったら、ベッドを借りれんようになるからというふうなことも少し言われているというようなこともあって、この介護の3と2とでこれだけ、いったら、よくなっていった結果、本人さんは、また本人の御家族は負担が、ただベッドを買い取るといったら大変な金額ですし、そういうふうなことになりはしないかということで、若干質問とか不安の声が聞かれたんですけれども、それらの介護、要介護3と2の国の間の壁といいますか、それらのことについて、判定するのは市町村ですけれども、それらの運用について、びしっと決めてしまったら、なかなかそれぞれの国保の方も

おいでまして、それで最近の新聞でも、特養の待機者というのはえらい減っているというふうな報道もされておるんですけれども、これはやっぱり入所の厳格化で、3以下の人が入れないから、実際は特養の待機者が減ってるという問題も抱えておりますし、また、要介護1、要介護2の方でも家で暮らすとなれば、家族の負担と言いますか、まだ認知症とかもなってくると、大変な状況というふうなことがありますて、そういうことが全国で多分新たな平成26年度の改正によって生まれてきているんだなあというふうに思います。

そこで、今私が申し上げたような不安の解消について、どんな形で今対応しようとしているのか、また、そういうことを多分施設のケアマネジャーさんとかには、いろんな意味で周知しておると思うんですけれども、今後どんな形になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

渡邊長寿いきがい課長

副委員長から何点か御質問いただきまして、まず特養の入所の要介護3と2の部分なんですけれども、まず現実は今入居してる方につきまして、仮に3から2に下がったということで、いきなり追い出されるとかそういった<sup>しやくし</sup>拘子定規な判断はされることはございませんで、あくまでも個人の状況に応じて、例えば単身世帯とか、戻る先もないとか、地域の支援を期待できないという場合には当然入居できますので、そこは個々個別のケースに応じて、2になったから、1になったからいきなり追い出されるとか、そういったような運用はございません。現に、今入っている方で、県内で追い出されたといったような状況もございません。

また、併せて、介護ベッドにつきましては、まず利用できる主体が、原則として要介護2以上の方が介護給付の対象となっております。これは従来から一緒でございまして、そうした中でも、例えば要支援、要介護1の方が利用できないかといいますと、決してそうではなくて、医師の診断等、あるいはケアマネと相談等で、どうしても必要だというものであれば従来からも利用できますし、これからも使用できるという状況は続いております。

もう一点、仮にその事業者さんのほうで介護状態を改善させ、自立させる方向のケアを行った場合にインセンティブはないんじゃないかということにつきましては、今の制度におきましてはそういったインセンティブがないんですけれども、さきの、12月9日の介護保険部会のまとめられた意見の中で、そうした保険者の地域分析と対応という項目がございまして、その中で、保険者が市町村のほうで要介護度状態の維持、改善度合いとか、地域ケア会議の開催とか、そういった目標、計画を立てていただいて、それで、要は自立度合いが高くなったというようなことの評価結果が出たのであれば、そうしたところに対しての財政的なインセンティブの付与を検討すべきでないかというのが審議会の議論でまとめられております。ですので、今後こうした制度が具体化していくものと考えております。

また、待機者につきましては、新聞報道等でなされておりますけれども、要介護3以上ということで集計した場合に、確かに今までは要介護1、2とか要支援の人も含めた待機者数でそれを出していましたので、その分は減少しているということはあろうかと思うんですが、我々といいますと、やはり必要な特養も市町村の地域密着型特養のサービス、施設の整備であるとか、あるいは、当然、在宅の場合につきましても、在宅サービスの充実等、地域包括ケアの構築に率先して取り組んでいくとともに、あと事業者さんたちへの周

知ですね、これは従来から集団指導という形で事業者を集めて会議等なされておりますけれども、そうしたものをしっかりとやっていきたいと考えております。

庄野副委員長

ありがとうございます。

今の、途中で要介護1とか2になって出ていかないかのじゃないかというふうな不安を持っている入居者の方も含めて、施設を運営されている方もそういう認識の方もいると思います。ですから、<sup>しやくし</sup>杓子定規にばさっとそこで切って、するような仕組みのものではないということを、やっぱりケアマネジャーさんとか施設長さんとか、そうした会議をやられる機会というはあるんでしょう、何度か。そういうときに、やっぱりこんなような質問も出たということで、もう少し周知をしていただきたいなというふうに思いました。

それから特養の待機者ですけれども、やっぱり認知症の方々がかなり増えてきているということで、そうした方々への、これ、施設に入れなかった方がやっぱり家とか地域の中で暮らしていかざるを得ない、暮らしていかなければならないというふうになった時に、例えば、できるだけ家事援助でありますとか、生活支援でありますとか、そうした、どういうふうにしたらこの方が地域で暮らしていけるかということを、ケアマネジャーさんになると思いますが、その方々が相談にきちんと地域の中で乗れるような仕組みというのを作ってほしいなと思います。

これ、市町村によって違うと思うんですけれども、例えば阿南市なんかでしたら、南部のその拠点とかが何箇所か中央があったり、多分6か所か何箇所ぐらいあったと思うんですけれども、そういう地域のケアマネさんが皆さんの相談に乗っていただけるような地域があって、そういうところが個人の例えば要支援、要介護1、2の方々の家でどうやって見ようかというような相談を濃密に、それから親切に行っていくということが私は本当に重要だと思います。ケアマネジャーさんがいろんなサービス、こんながあるんですよ、こんながあるんですよということで教えていただける、そのことがどれほど家の中で、在宅で御高齢の方々を生活させることができるのかという非常に重要な要素になります。私もそういう両親の経験から、本当にケアマネジャーさんと親密にいろんな場合を考えて、介護保険内でどんなサービスができるのかなということをやっていただけるということが、地域の中で本当に暮らしていけるような、これ命綱だなというふうに感じましたので、ここら市町村ともうちよっと連携を深めて、深めていると思うんですけれども、どういうふうな形で今後やられようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

渡邊長寿いきがい課長

副委員長御指摘のとおり、介護サービスを利用するに当たって、なかなか一般の方だとどういったサービスが利用できるのかとか、どういった対応をしたらいいのかとか、どうしても知識が不足する部分がございます。それで、御指摘のとおり、地域包括支援センターが核となりまして、その中にケアマネさんとかもおりまして、もろもろの相談に答えるという体制がございます。

御指摘のとおり、個別個別にケースが違いますので、きめ細かなフォローというのが必要になってございまして、我々といたしましても、地域包括支援センターの充実という、

機能強化ということで、これまでも会議等を通じて良い事例、例えば阿南市さんとか、あるいは先進事例、鳴門市さんとかも進んでいるところなんですけども、そういったところの取組を横展開して、広く県内に広げるような形で周知等、会議等開催しているところまでございまして、今後ともきめ細やかに対応できるように取り組んでまいりたいと考えております。

庄野副委員長

よろしくお願いします。

それで、この間厚生労働省の老健局の方から講演いただいて、勉強したら、本当にこれからやっぱり団塊の世代の方々が75歳以上になるというふうな、その後ですね、これが2025年でしたか、だから、そのぐらいからもっとこれ大変になるなというような形で、本当に介護の保険料もまだまだ上がるかもしれんし、それから介護給付総額もまだまだ上がると思います。財源構成が、保険料が50パーセント、公費が50パーセントということいろいろ御苦労されておりますので、これ逃げてしまわんように、私はほんま、この介護の保険制度というのは、これからの本当に何十年間は、多分、地域の中で御高齢の方々が暮らしていくのに命綱だと思います。本当にこの制度が今現在なければ、本当にどうしていたんだろうというふうに思いますし、これが是非、在宅で暮らしていただくんだったらそういう在宅で暮らしていけるような仕組みというのをもっともっと、誰が朝行っておむつを取り替えて食事をさせるのかとか、そういうふうな、ボランティアだけではできない世界がありますので、やっぱりきちんと、今申し上げましたケアマネージャーさんの力がありますとか、支援センターの充実強化でありますとか、そうしたきめの細かい、地域によって違うと思いますけれども、そういう取組を県は全市町村を鳥の目のように張り巡らしながら、どの地域がこんな現状があるのかということを実際にきめ細かくやっていただきたいなということをつくづく最近感じましたので、ちょっと質問させていただいた次第であります。

それとあと、つい先日、若年性の認知症、40歳ぐらいからもう既に認知症というのは起こります。そういう意味で、練馬区の認知症サポートセンター、若年性認知症のサポートセンターというところに研修に行ってきたんですけれども、やっぱりここでは10人ぐらい預かっているんですけれども、仕事ができる人には就労支援を何らかしてあげるという、初期の頃は仕事できますので、そういう方々への仕事サポートというのを中心にやっておったんですけれど、やっぱり1年ぐらいある程度仕事ができおっても、1年ぐらいたったら急にできなくなって引きこもったりするということも言うておりました。

徳島県内でも若年性の認知症の方々がどのくらいおいでなのかちょっと分かりませんからお聞きしますけれど、やっぱりそういう方もおいでだと思います。そういう方々への一番の生きる勇気というのは仕事らしいです。お聞きすると。仕事を一緒に付いて行って簡単な仕事を一緒にしてあげる。そういうことでまた一緒に帰ってくるというふうな、そういう、付いて行く人はボランティアの方々も多いんですけれども、そうした取組をしている事例がありましたので、県内ではその若年性の認知症の方々についてのサポートなり把握なりはどんな状況になっているのか、ちょっとお聞きをさせていただきます。



渡邊長寿いきがい課長

副委員長から、若年性認知症の対策について御質問いただきました。

65歳未満で発症する若年性認知症の患者は、推計ですけれども、全国で約3万8,000人です。県内でもこの推計になるんですけれども、約360人ぐらいと推計されているところでございます。

副委員長御指摘のとおり、若年性の方というのは平均で51歳ぐらいの発症と言われていまして、働き盛りの年齢でございまして、経済的、社会的に柱になるというような世代でございまして。

そのためには、やはり就労とか社会参加といったところが大きな課題であると、このように認識しているところでございます。

平成27年度に徳島県で実施しました実態調査によりますと、8割の方が仕事をやはり休職あるいは早期退職しているという実態がございました。

そうしたことから、県におきましては、今年の7月に若年性認知症コーディネーターということで、相談に乗れる、あとは地域資源とつなぐ役割を果たす若年性コーディネーターを配置させていただきました。併せまして、同時に若年性認知症の患者の方の就労、社会参加のための勉強会というものを7月から開始しております。その中で、お医者さんもそうなんですけれども、実際には就労に関わる方とか、第2回を11月末にやったんですけれども、その時には、民間の企業さんにも御参加いただきました。実際に、介護サービスとは別なんですけれども、インフォーマルサービスという形で、若年性認知症の方を、実際に働いてもらうという機会を、掃除とか草取りとか、そういった場面で使っていただくというようなことをやっている事業者さんに参加いただきまして、実際の取組の概要とか留意すべき事項等について、実際に御指摘いただいたところです。

本県といたしましては、そうした取組を広く周知したりとか情報共有を図ったりしながら、一層取り組んでいきたいというふうに考えております。

庄野副委員長

ありがとうございます。

それで、今後の次期の介護保険制度の改定というのが平成28年度かな、来年か、制度設計をするんですけれども、主な改正点でありますとか、あと改正点というか、これ国のほうで今ちょっと審議しよるんであれなんですけれども、心配な面も、例えばお金の面もありますし、また、徳島県だったら平均の保険料がどのくらいになるんだろうとか、そういう試算はまだですかね、介護保険料の。まだですね。恐らく現状からいえば、なかなか保険料が安くなったりすることはないのかなという気がしますけれども、国のほうが今言われておりますのも、例えば要支援、要介護1とか2とか、比較的介護度の低い区分でありますとか、今市町村に移っている要支援1、2の事業なんかも合わせて市町村のほうにしようかなというふうな計画があつてみたり、それから負担金も2割負担から3割負担も含めて、そういうふうなことにしてみようかなというふうなことで、本当にお金がかさんでいく分、どういうふうな形で介護保険を存続させていこうかなという非常に本当に厳しいような見直しが行われそうですけれども、地域の方が負担せないかんとところは負担せないかんとするんですけれども、できるだけ低収入の方であつたり、本当に厳しい方にとっては

優しいような介護保険になっていきますように願っておりますので、今後の市町村との連携も深めながら、地域のいろんな事情もあると思いますので、是非施設介護、そして在宅の介護も含めて持続可能な制度になりますことを心から要望しておきたいというふうに思います。

第十産業人材育成センター所長

委員長，ちょっと訂正がありますので。

先ほど喜多委員のほうから中央テクノスクールの資格の取得の数の御質問ございました。534とお答えしたんですが，この数，3テクノスクールの合計分でございます，中央テクノに関して言えば183でございます。これで訂正させていただきます。

来代委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

なければ，これで質疑を終わります。

これをもって，次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(13時30分)